

渡辺 まどか

北海学園大学 法学研究科 博士後期課程

レミス制度から探るスウェーデン高齢者ケアの質の確保
ー主に訪問介護事業の質の確保についてー

我が国よりも先に高齢社会となったスウェーデンの高齢者ケアの質を、レミス制度の視点から、また他の点から探る。スウェーデンでは、議会での審議前に、政府が調査委員会を設置し、調査委員会は、法案の作成を任される。レミス制度とは、これより後の手続きを指す。ほとんどの法案作成において、この調査委員会の報告書は、あらゆる関係団体や行政機関、時には外国にも送付される。それに対する意見が文書で返答され(レミス回答)、最終決定に反映される(レミス手続き)。これらの意見は正式に政府文書に登録され国会に提出され、情報公開される。レミスから見た結果、スウェーデンでは、質の上で不可欠な在宅看護と訪問介護の連携については、より県と市町村の自発的な意思に委ねる姿勢を示し、柔軟にそれが促されるような最終提案をしていた。レミスにより、最終的な政府案は、高齢者ケア委員会の提案より慎重な案に変化したことが読み取れる。わが国でも、緩慢に柔軟性を持たせるような配慮は示唆的であると言えよう。また、レミス以外から質の確保を探った事例として、ストックホルム市の高齢者ケア査察官報告書を精査し紹介した。その結果、ストックホルム市のように、高齢者ケアの実態が、地域で把握される必要性があり、公開が考慮されるべきであることが示唆として引き出された。また、質の確保のため、日本では最低スタッフ人員数を決めているが、スウェーデンでは人員数を決めていない。書類監査に偏ってそれに固執せず、実際に高齢者に対面し意見を聞くなど、肌で触れる監査が必要であることが重要であることが見出された。